（職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部改正）

第二条　職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成十四年厚生労働省令第七十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
ブライダルコーディネート	（新設）
接客販売	接客販売
一　判断等試験（受検者に対象物又は現場の状態、状況等を原材料、標本、模型、写真、ビデオ等を用いて提示し、判断、判別、測定等を行わせる試験をいう。以下この表において同じ。） 二　実地試験	一　判断等試験（受検者に対象物又は現場の状態、状況等を原材料、標本、模型、写真、ビデオ等を用いて提示し、判断、判別、測定等を行わせる試験をいう。以下この表において同じ。） 二・三　（略）
一　判断等試験 二・三　（略）	（略）
着付け	着付け
ホテル・マネジメント	（新設）
一　計画立案等作業試験 二　実地試験	（略）
レストランサービス	レストランサービス
（略）	（略）

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関として、次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、それぞれ同表の指定試験機関の欄に掲げる者を指定する。

検定職種	指定試験機関			
	名称	主たる事務所の所在地	試験業務の範囲	指定の日
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
金融窓口サービス	（略）	（略）	（略）	（略）
ブライダルコーディネート	公益社団法人日本ブライダル文化振興協会	東京都中央区八重洲二丁目十番十二号	ブライダルコーディネート職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務 一　一級 イ　実技試験 ロ　学科試験	平成三十年七月二十三日

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関として、次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、それぞれ同表の指定試験機関の欄に掲げる者を指定する。

検定職種	指定試験機関			
	名称	主たる事務所の所在地	試験業務の範囲	指定の日
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
金融窓口サービス	（略）	（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）	（新設）